

会員規約（以下「規約」）

第1条（名称および所在地）

本クラブの名称・所在地は本文末尾に明記します（以下「本クラブ」という）。

第2条（運営）

本クラブの運営・管理（会員資格の得喪変更、会費・クラブ諸費用、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は株式会社Aim High（以下、「会社」という。）が行うものとする。

第3条（適用）

本規約によって定める条項は、本クラブの会員に適用する。

第4条（目的）

本クラブの会員が本クラブを利用し、スポーツを通じて健康の維持・増進、生きがいの創造に寄与し、また技術の向上・心身の育成・会員相互の親睦、並びにフィットネスライフの振興を図ることを目的とします。

第5条（入会資格）

本クラブの入会資格は、以下のとおり定める。

- ①クラブにおいて、本規約を遵守する者
- ②健康管理を各自で行える者
- ③刺青など入れておらず、暴力団関係者でない者
- ④会社が審査を行い適当と認めた者

第6条（会員制度）

1. 本クラブは会員制とする。
2. 本クラブに会員登録（以下、「登録」という。）をしようとする者は、本規約を承認し、本規約に基づく諸契約を会社と締結しなければならない。
3. 会員の本クラブ諸施設の利用範囲、条件については別段の定めによる。

第7条（会員資格）

本クラブへの入会を希望する者は第6条第2項の契約を終え、所定の料金を納入することにより、合意した日より本クラブの会員資格を取得するものとし、本クラブの施設を利用することができる。

第8条（登録申込）

1. 登録に際し登録申込書に必要事項を記入し、捺印のうえ申込を行う。申込時には、以下のものを提出する。
 - ①登録申込書
 - ②登録費
2. 口座自動振替を申し込む場合、前項の書類に加え、口座振替依頼書・口座自動振替依頼書を提出するものとする。

第9条（家族会員）

1. 会員の家族会員の登録費については5,000円（消費税別）とする。ただし、その他の費用については前条と同様とする。
2. 家族会員とは、本会員の2親等内の者を意味する。

第10条（未成年者の扱い）

未成年者が本クラブの会員になろうとするときは、その親権者の同意を得て、本クラブ所定の書類に本人とその親権者が連署した上、申し込まなければならない。この場合、親権者は、自ら会員になった場合と同様、本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとする。

第11条（会員資格譲渡などの禁止）

本クラブの会員資格は、本規約に別段の定めのある場合を除き会員に専属するものとし、他に譲渡貸与等の処分をすることはできない。

第12条（会員証）

- 会社は会員に対して入会時に会員証を発行し、会員は以下のように会員証を取り扱うものとする。
- ①会員は、本クラブの施設を利用する際、会員証、及びレッスンカードを提示しなければならない。
 - ②会員証は会員本人のみが使用し、第三者は理由の如何を問わず使用できない。
 - ③会員証の提示がない場合、非会員と同様のシステムを適用するものとする。
 - ④会員は、『会員証』を紛失した場合、速やかに会社に届出をし、再発行の手続きをとるものとする。その際、所定の再発行手数料として、800円（消費税別）を支払うものとする。
 - ⑤会員は、『レッスンカード』を紛失した場合、速やかに会社に届出をし、再発行の手続きをとるものとする。その際、所定の再発行手数料として、500円（消費税別）を支払うものとする。
 - ⑥本クラブは、会員の退店時に会員証を返却するものとする。

第13条（会員登録費等）

- 会員登録費・会費・回数券・手数料等（以下「会費等」という）は以下のとおり定める。
- ①会員は、別紙で定める会費等を、支払期日までに支払うこと（支払に要する費用は会員の負担とする）。
 - ②登録手続完了後、会員登録費、口座引き落とし開設までの月会費を店舗もしくは銀行振込により納入すること。なお、口座引き落とし以降の会費は、前月4日（4日が土日祝日の場合、翌営業日とする。）に毎月、会員が指定した銀行口座から自動引き落としによる方法によって納入するものとする。
 - ③前項の自動引き落としを会社において確認できない場合、口座引落としにより支払いを約束した会員は、遅延損害金として月額の利用料金に500円（消費税込）を加算した料金を支払わなければならない。
 - ④会員が回数券を紛失した場合であっても回数券を再発行しないものとする。
 - ⑤本クラブの会員が一度納入した会費等は、理由の如何を問わずこれを返還しないものとする。

第14条（有効期限切れレッスンチケットの復活）

有効期限の切れたパーソナルレッスンチケットについては、会社の承認により1時間あたり3,500円（消費税別）を支払うことで有効期限日より6ヶ月期限を延長することができる。

第15条（パーソナルレッスン 継続コースの特則）

1. 会員は、パーソナルレッスン継続コースを申し込む際、会社に対し保証金として50,000円（消費税込）を会社に預託する。
2. 保証金は、会員が会費等の支払いが滞った場合、会社の判断により滞った費用に充当するものとする。
3. 保証金は、1年以内に継続コースを辞退した場合には一切返金をしないものとする。ただし、1年以上継続し、会費等の未納がない場合、会員の申出があった場合のみ返金をするものとする。返金方法については現金手渡し若しくは振込により行う（振込手数料は会員の負担とする。）。
4. 会員は、やむを得ない事由によりレッスンを受講できない場合、最大3ヶ月休会することができる。休会を希望する場合、1ヶ月前までに会社に連絡を行い、休会月の費用として5000円（消費税別）を支払うものとする。

第16条（口座引き落としの停止）

口座自動振替を利用する会員は、各月の15日（15日が休館日の場合翌営業日）までに本クラブに口座引き落とし停止の連絡をすることにより、口座引き落としを停止することができる。15日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌月末日扱いになる。

第17条（退会）

本クラブは、永久会員登録制であるが、会員が以下のいずれかの事項に該当することが判明した場合には、会員の許可を得ずに、本クラブの判断により退会処分とすることができるものとし、退会までに発生した利用料金の未払い料金の支払義務は発生するものとする。

- ①提供された登録情報の全部または一部に虚偽、重要な誤記、記載漏れが判明したとき
- ②会員が、会社並びに本クラブ運営を妨害したとき
- ③その他、本クラブが会員とすることに不適切であると判断したとき

第18条（休業）

本クラブは、原則として別紙に記載する日を定休日及び季節休業とします。また、その定休日及び季節休業のほか、諸施設の補修、会場整備、その他本クラブの都合により休業することがある。なお、休業に関してのお知らせは原則として1週間前までに館内掲示する。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとする。

第19条（施設の廃止、利用制限）

本クラブは、次の事由により本クラブの一部または全部を閉鎖することができる。

- ①台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本クラブの業務遂行に支障があるとき。
- ②施設の改造または補修工事実施のとき。
- ③法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
- ④施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
- ⑤その他やむを得ない事由が発生したとき。

第20条（会員の利用及び事故）

1. 会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調して、本クラブの施設を利用するものとする。
2. 本クラブは、会員が本クラブの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本クラブの責に帰すべき事由がない限り、責任を負わないものとする。会員同士の本クラブ内外でのトラブルについても同様とする。
3. 会員は、本クラブにおいて、技量を越えた行為及び危険行為は行ってはならないものとする。

第21条（責任事項）

会員は、本クラブが会員制であることを認識し、同伴した親族等の本クラブ内における行為、クラブに対する支払い及び事故等一切につき、連帯責任を負うものとする。

第22条（秘密保持）

1. 本クラブが会員に対して指導をする際に知り得たレッスン内容に関連する一切の事項についての情報は、会員以外の第三者に漏洩してはならない。
2. 会員が前項に違反したことにより甲が損害を被った場合には、その全損害を本クラブは会員に請求することができる。

第23条（指導行為）

会員は、本クラブの事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとする。

第24条（紹介特典）

会員が、本クラブを紹介したことにより友人が入会した場合にはレッスン代等の支払い時に使用できる3,000円相当のクーポンを与えるものとする。

第25条（変更事項）

会員は、住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更のあった場合は速やかに所定の書面で届け出るものとする。

第26条（諸費用の改定）

本クラブは、本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができる。この場合、本クラブは改定日の1ヶ月以上前までに施設内への掲示及びホームページにて会員に告知するものとする。

第27条（細則）

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本クラブが定めるものとする。

第28条（改定）

本規約の改定及び変更は本クラブによりなされるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全ての会員に及ぶものとします。

なお、本クラブが本規約の改定及び変更を行うときは改定日の1ヶ月以上前までにその内容を施設内への掲示及び当社ホームページにて会員に告知するものとする。

第29条（附則）

本規約は平成29年4月1日より施行する。

名称及び所在地

名 称：WINNING BALL

住 所：兵庫県神戸市灘区弓木町5-1-174

以 上

ポイント利用規約

第1条（ポイント付与対象）

ポイント付与対象となる商品・サービスは以下の項目である。

- ・レッスン料
- ・ホグレル使用料
- ・貸ロッカー利用料
- ・WB取扱商品（グッズ）の購入
- ・フットケアメニュー

※クレジッドカードでのお支払いにポイントは付与を行う事ができません。

第2条（ポイント付与対象外）

以下の項目はポイント付与対象外である。

- ・会員登録料
- ・保証金
- ・遅延損害金
- ・有効期限切れチケット復活にかかる費用
- ・休会費用
- ・消費税

第3条（ポイント発生の割合比率）

¥100につき1ポイントを付与。

お誕生日当日に商品またはチケットを購入した場合、ポイント10倍とする。

※1回のご購入毎¥100未満は切り捨て。

第4条（ポイントの利用）

1ポイント=¥1

※ポイント利用の場合、ポイント割引分にポイントの発生はしない。

第5条（利用条件）

・ご利用できるもの

- ①追加・単発のレッスン料
- ②指名料
- ③有効期限切れチケットの復活
- ④ホグレル回数券
- ⑤フットケアメニュー
- ⑥WB取扱商品

・ご利用できないもの

- ①月謝に値するもの
- ②ソラーチ器具の購入
- ③出張費・交通費

第6条（有効期限）

ポイント有効期限は最終ポイント付与日から1年間とする。

第7条（ポイントの管理）

WBは、会社所定の方法により、会員が獲得・使用したポイント数およびポイント数の残高を管理する。

第8条（ポイントの換金・譲渡の禁止）

ポイントは換金・譲渡できないものとする。

ただし、家族間での譲渡は可能とする。

第9条（ポイントの取消等）

会社が会員において、次の各号いずれかに該当すると判断した場合、会社は会員に事前に通知することなく、会員が保有するポイントの一部または全部を取り消すことができる。

- ①違法または不正行為があった場合
- ②本規約、その他会社が定める規約・ルール等に違反があった場合
- ③その他WBが会員に付与したポイントを取り消すことが適当と判断した場合

第10条（改定について）

会社は適宜本規約を改定することができるものとします。なお本クラブが本規約の改定及び変更を行うときは改定日の1週間以上前までにその内容を施設内への掲示にて会員に告知するものとする。

以上